

ID: 382

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	行政財産の目的外使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市病院事業用行政財産の目的外使用に関する規程 第7条		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第27号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 他の公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために使用する場合で、特に必要があると認めるとき。 (2) その他公益上特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日